告 示

埼玉県告示第千九十一号

のとおり縦覧に供する。 定による意見の概要につ 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一 いて、 同条第三項の 規定により公告し、 項及び第二項の規 及び当該意見を次

平成三十年十月十二日

埼玉県知事 上 田 清

司

意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ピアシティ原馬室

埼玉県鴻巣市原馬室字上曽部百十四番一外

口 大規模小売店舗立地法第八条第 項 \mathcal{O} 規定に による市 町 村 \mathcal{O} 意見 \mathcal{O}

関係 小 中学校 (鴻巣南小 ·松原 小 • 馬室 小 • 鴻 1. 巣西中 鴻巣南中) に連絡

をとり、児童生徒の安全確保に万全を期してください。

二 縦覧期間

平成三十年十月十二日から平成三十年十一月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター